居合道部 部長 様

一般財団法人 鳥取県剣道連盟 会 長 岸 田 芊 〔公印省略〕

令和5年度前期 剣道・居合道 段・級位審査会資料の送付について(連絡)

平素より鳥取県剣道連盟の事業に対し、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。 さて、令和5年度前期段・級位審査会を下記の要領で実施します。

つきましては、貴剣道連盟会員の皆様(学校・道場等)へのご連絡をお願いいたします。 なお、四・五段の受審希望者は、各郡市剣道連盟で取りまとめて申込書・受審料を 添えて鳥取県剣道連盟に手続きを行ってください。

10級から三段の受審希望者は、各郡市剣道連盟で取りまとめて申込書・受審料を添えて、主管剣道連盟に手続きを行ってください。

記

- 1 審査会開催会場・日時
 - (1) 四·五段

令和5年8月6日(日)午後0時 集合・開会 倉吉市営武道館

- ・申込先 (一財) 鳥取県剣道連盟 〒680-0036 鳥取市川端3丁目216番地 瀧本ビル Tat・FAX 0857(29)2668
- ・申込用紙は、同封の様式でお願いします。
- ・申込と同時に受審料納入をお願いします。

振込先:山陰合同銀行 鳥取県庁支店 一般財団法人 鳥取県剣道連盟 会長 岸田 ギ 普通預金 口座番号 4506872

> 鳥取銀行 本店営業部 一般財団法人 鳥取県剣道連盟 会長 岸田 芊 普通預金 口座番号 459818

(ATMにてカード振り込みの場合は鳥取銀行であれば振込手数料は無料)

・申込期限 令和5年7月21日(金) 厳守

→ 7/3 新請智会

(2) 10級~三段

- ・東部地区 令和5年7月17日(月・祝) 午前10時 開会 鳥取市武道館
- ・西部地区 令和5年7月17日(月・祝) 午前10時 開会 鳥取県立武道館
- ・中部地区 令和5年8月6日(日) 午前9時00分 開会 倉吉市営武道館
- · 八頭地区 令和5年8月6日(日) 午前10時 開会 八頭町郡家武道場
- ·居合道 令和5年8月6日(日)午後1時 開会 北栄町大栄武道館
- ※ 申込用紙は、同封の様式でお願いいたします。
- ※ 居合道の申込等詳細につきましては、居合道事務局 高岡英明 先生に詳細を お尋ね下さい。 連絡先 高岡英明 先生 携帯番号 090-4576-6546

(一財)鳥取県剣道連盟

				=77	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	'采'		紀在	ΞŻJ	ш
\times	田	H	HE	ロじ	フマ

受審級・段	
会 場 (○印を)	鳥取・米子・倉吉・八頭・居合
氏 名	
住 所	
電話・連絡先	
検 温 結 果 (当日会場)	°C

(一財)鳥取県剣道連盟

受審者以外確認票

役職等	審査員・役員・付添
会 場 (○印を)	鳥取・米子・倉吉・八頭・居合
氏 名	
住所	
電話・連絡先	
検 温 結 果 (当日会場)	°C

居合道昇段審查学科試験問題

1. 初・二 段

- 問1 居合道の理念について述べなさい。(各段位共通問題)
- 問2 居合道修錬の心構えについて述べなさい。(各段位共通問題)
- 問3 全日本剣道連盟居合の技名12本を書きなさい。
- 問4 日本刀および拵(こしらえ)の各部名称を5つ挙げなさい。
- 問5 抜付けについて述べなさい。

2. 三段

- 問1 居合道修業上の目的を述べなさい。
- 間2 居合道実施上の注意事項を4つ挙げなさい。
- 問3 残心について述べなさい。
- 間4 序破急について述べなさい。
- 問5 切り下ろしについて述べなさい。

3. 四・五段

- 問1 居合道指導上の要点を4つ挙げなさい。
- 問2 気剣体の一致について述べなさい。
- 間3 守破離について述べなさい。
- 問4 間合いについて述べなさい。
- 問5 剣居一体について述べなさい。

※学科試験実施について

- ・実技試験に合格した者のみ学科試験を実施する。
- ・試験問題は、審査の当日設問の中から2問を選択し出題する。

居合道昇級・昇段審査実技の内容

- 1. 6級以下 全日本剣道連盟居合 自由1本(木刀使用を認める)
- 2.3~5級 全日本剣道連盟居合 自由3本(木刀使用を認める)
- 3.2級 全日本剣道連盟居合 自由3本
- 4.1級 全日本剣道連盟居合 自由5本(演武時間6分)
- 5. 初~3段 全日本剣道連盟居合 指定技5本(演武時間6分)
- 6. 4~5段 全日本剣道連盟居 指定技4本及び古流1本(演武時間6分)
- ※受験資格・受験料は剣道の規定に準ずる。

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

一般財団法人鳥取県剣道連盟では、令和3年9月から各級・段の審査会を再開しておりますが、令和3年8月2日付け「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」(全剣連)に従い、この審査会においても、多くの会員が安心して受審できる様、「審査会実施に当たっての感染拡大防止ガイドライン」を制定いたしました。受審者はもとより、審査員、立合、係員等すべての関係者(以下「関係者」という。)は、この審査ガイドライン並びに令和3年8月4日付「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」、令和5年3月22日付「大会・審査会におけるマスクの着用について」(全剣連)を遵守して、安全な審査会の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

第1 審査会を開催するにあたって

- 1 鳥取県剣道連盟及び各郡市剣道連盟等(以下ガイドラインにおいて「主催者」 という。)は、審査会を開催するにあたって、鳥取県の感染拡大防止対策指針 並びに審査会場を管理する管理者の方針を遵守する。
- 2 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
- 3 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を 避けるため受付時間の事前指定や広い受付スペースの確保、トイレ・休憩室の 密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割に 配意する。
- 4 主催者は、受審者並びに関係者以外(付き添い、保護者、見学者等)は、主 催者が事前に指定する「受審者確認票」に氏名、住所、連絡先電話番号を記載 し審査会場に入場できるとを、あらかじめ周知・徹底しておく。
- 5 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に 協力する。

第2 受審にあたって

- 1 以下に該当する者は受審できない。
 - (1) 基礎疾患のある者

糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、透析治療者、免疫抑制剤や 抗がん剤使用治療者等。なお、基礎疾患のある者が、理由あって受審を希望 する際は、必ず主治医の承認を得るよう指導する。

- (2) 発熱のある者(一般的には37.5度以上ある者をいう)
- (3) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調が悪い者。
- (4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- (5) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- 2 実技審査時には面マスクまたはシールドを着用する。

それ以外(実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等)のマスクの着 用は個人の判断とする。

第3 入場にあたって

- 1 審査会場内での密集を避けるため、自転車等での来場を除き、あらかじめ着替えを行った上で審査会場に入場する。
- 2 主催者は、広い入場口を設置し、受審者が施設に入場する時に行列にならないよう配慮する。

受審者は受付時に、必ず「受審者確認票」の提出を行う。付き添い、保護者、 見学者等は、主催者が事前に指定する「受審者確認票」に氏名、住所、連絡先、 電話番号を記載し審査会場に入場できることとする。

- 3 主催者は、入場口にアルコール消毒液を設置し、受審者は手指消毒を行う。
- 4 審査会場入場者は検温を受ける。

主催者は、非接触型体温計等により入場者の検温を適正、迅速に行う。検温により体温が37.5度以上ある者は、受審及び入場を認めない。

5 受付が密集した場合、入場制限を行う。

第4 審査会場内での留意事項

- 1 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル)を常に保つようにする。
- 2 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、洋式トイレで蓋がある場合は、ふたを閉めてから流すこと。

3 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に消毒液アルコールを配置する。

第5 実技審査

- 1 受審者は、実技審査時は面マスクまたはシールドを着用する。
- 2 主催者は受審者が受審中及び待機中に3密にならないように、面の付けるタイミング、待機中の場所などに配慮し、移動は必要以上の行動にならないように、場所等の確保と指定を行う。

第6 筆記試験

1 主催者は受審者を筆記試験会場への移動は速やかに行い、3密を避けるように、人数に応じて、筆記試験会場を確保するか、組を分けて適宜入れ替えて実施する。

第7 「日本剣道形」及び「木刀による基本技稽古法」の審査

- 1 受審者は、間隔(1メートル以上)をとって整列する。
- 2 受審者は、面マスク等を着用して受審する。

第8 合格発表

- 1 実技合格者の発表及び登録手続きは、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
- 2 不合格者は、すみやかに会場から退場する。

第9 その他

- 1 関係者はマスクをする。ただし、控室等でのマスクの着用は個人の判断とする。
- 2 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避ける。
- 3 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
- 4 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- 5 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主 催者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。